

平成24年(ワ)第328号 平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

## 第18準備書面

(文書開示の求め)

平成26年3月17日

金沢地方裁判所民事部合議B1係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 岩淵 正



外

原告らは、志賀原発の北約9キロメートル付近にある富来川南岸断層が原発の耐震安全性の検討にあたり考慮する必要のある活断層であること、同断層が志賀原発西方の海域に連続する可能性が高いことを主張しているが（訴状55頁以下）、被告はこれを争う。

この点に関して、原告らは、富来川南岸断層が陸域から志賀原発西方の海域に連続することの立証のため、被告に対し、平成24年12月11日付求釈明書(1)で、被告が実施した海上音波探査記録を開示するよう求めた。これに対し、被告は、準備書面(1)で、海上音波探査記録の大半は公開されており、まずは原告らにおいて入手に努めるべきであり、それでも入手できない場合に初めて開示を検討する旨の釈明をした。また、被告からは、期日外に、原告らに対し、添付の「敷地前面海域における海上音波探査記録について」が交付された。

そこで、原告らは、同書面に記載の資料を精査したが、下記の測線図は全く公開されていないか公開されていても不鮮明であることが判明した。

そのため、原告らは、入手を要する海上音波探査記録について、平成25年1月5日、

原子力規制委員会に対し行政文書の開示請求を行ったが、同委員会から、原告ら請求にかかる探査図は、被告から旧原子力安全・保安院にも提出されていないため原子力規制委員会においても保管はしていない旨の回答を得た。

以上の経過から、原告らにおいて、下記の測線番号の海上音波探査記録入手することは不可能であり、一方で、これら記録は、原告らの主張立証のために必要不可欠であるから、原告らは、被告に対し、下記の測線番号の海上音波探査記録の開示を求める。

### 記

「No. 6. 5-2U」、「No. 6. 75-2U」、「No. 7S」、「No. 7. 25」、「No. 7. 25S」、「No. 7. 5U」、「No. 7. 5S」、「No. 7. 75U」、「No. 7. 75S」、「No. 8U」、「No. 8S」、「No. 8. 25U」、「No. 8. 25S」、「No. 8. 5U」、「No. 8. 5S」、「補No. 8. 5S」、「No. 8. 75-1U」、「No. 8. 75-2U」、「No. 9S」、「No. 9. 25U」、「No. 9. 25S」、「No. 9. 5U」、「No. 9. 5S」、「No. 9. 75-1U」、「No. 9. 75-2U」、「No. 10U」、「No. 10S」

(いずれも平成20年3月14日付、被告作成の「志賀原子力発電所「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果 中間報告書」中の第3. 2. 2-165図での測線番号による)

以上

### 【添付書類】

1. 敷地前面海域における海上音波探査記録について
2. 志賀原子力発電所「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果 中間報告書」中の第3. 2. 2-165図
3. 志賀原子力発電所「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」の改訂に伴う耐震安全性評価結果 中間報告書」中の第3. 2. 2-157図